

● 東京都告示第百九十五号

東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）  
第十七条の二第一項の規定により、平成二十三年東京都告示第三百八十一号（東京都都税条例の規定による納期限等の延長）において別に告示で定めることとされている期日のうち、次の表に掲げる指定地域に住所又は居所の所在地（納税者が法人等である場合は、法人税に係る納税地（本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場合においては、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。））がある納税者に係る期日は、都民税及び事業税に係るもの限り、その納期限等が平成二十三年三月十一日から平成二十六年三月三十日までの間に到来するものについて、同月三十一日とする。

平成二十六年二月二十八日

東京都知事

舛

添

要

一

福島県	県名	
相馬郡飯舘村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び葉郡広野町、楢葉町、富岡町、川内村、田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双	地方公共団体名	指定地域